

令和五年

五條市議会第一回三月定例会議録(第三号)

議事日程(第三号)

令和五年三月九日(木曜日)

令和五年

- 第一議第二十三号 令和五年度五條市一般会計予算議定について
議二十四号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
議二十五号 令和五年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
議二十六号 令和五年度五條市介護保険特別会計予算議定について
議二十七号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
議二十八号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
議二十九号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
議第三十号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定について
議第三十一号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定について

- 第二議第五号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
第三議第八号 五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について
第四議第十一号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
第五議第十三号 五條市消防団条例の一部改正について
議第十四号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（九名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

理事 市長 副市長 教育長

十二番 十一番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 二番

南堀人太

大藤吉山福岩窪吉谷

内見田

谷富田口塚本田

則伸達好

龍美雅耕佳勝
恵

行起哉紀

雄子範司実孝秀正啓

事務局職員出席者

速記者	柳 神 辰 小 西 ケ	瀬 農 已 田 峯	五 典 大 光 久	美 子 輔 章 美	戸 榮 東 吉 岡 名 石 久 谷 田 中 櫻 善	野 林 川 迫 田 保 口 中 本 本 本	淳 純 佳 民 雅 茂 雅 久 久 賢 茂 隆	哲 子 司 秀 長 浩 人 彦 美 美 二 樹 典	技監
事務局次長補佐					大塔支所長	教育部長	都市整備部長	危機管理監	総務部長
事務局次長					水道局長	西吉野支所長	産業環境部長	すこやか市民部長	あんしん福祉部長
事務局長					会計管理者				
事務局長					総務部次長・財政課長事務取扱				

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、演壇で発言される場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいて結構です。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、議第二十三号から議第三十一号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第二十三号 令和五年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十四号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十五号 令和五年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和五年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十七号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十八号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十九号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定について。

議第三十一号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定について。

(「六番」の声あり)

○議長（吉田雅範）六番議会運営委員会窪 佳秀委員長。

○議会運営委員長（窪 佳秀）ただいま上程となりました議第二十三号から議第三十一号までの九議案につきましては、去る一日の開会日において提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも令和五年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の定数を八名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を八名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は委員の定数を八名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議を頂いておりますので、議長から指名いたします。

二番谷 勝啓議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十一番藤富美恵子議員、十二番大谷龍雄議員、以上八名の方にお願いいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査日程について御協議を願いたいと思ひますので、各位には、本日本会議散会後、直ちに議会委員会室に御参集お願いします。

また、総務文教常任委員会の副委員長の選出について御協議を願いたいと思ひますので、総務文教常任委員会委員各位は予算審査特別委員会正副委員長の選出等の御協議の後、議会委員会室に御参集願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長　名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程されました議第五号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十四ページを御覧頂きたいと存じます。

改正理由につきまして、学校等における保健管理に関する指導に従事する校医師及び校歯科医師の報酬額を改正し、また家庭相談員、国民健康保険税徴収嘱託員及び介護保険料徴収嘱託員の規定を削除するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案書五十五ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容といたしまして、まず改正条例の本則でございますが、別表第十六項中の校医師及び校歯科医師の報酬を奈良県下十二市の小・中学校医の平均報酬額に近づけるため、一校一人当たりの基本給年額九万九千円を十万八千円に改めるものでございます。

次に、令和四年改正児童福祉法により、市町村の役割として、虐待予防等家庭への支援をより一層強化し、充実していくことと位置付けられたことから、非常勤となつている家庭相談員を常勤とすることで相談支援等の体制強化を図るため、別表中第二十項の「家庭相談員」を削り、第二十一項を第二十項とし、第二十二項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げるものであります。

次に、国民健康保険税、介護保険料の納付における公平性の観点から、滞納徴収や滞納者との事務連絡等を行う国民健康保険税徴収嘱託員及び介護保険料徴収嘱託員を廃止するため、別表中第三十二項の「国民健康保険税徴収嘱託員」及び第三十三項の「介護保険料徴収嘱託員」を削り、第三十四項を第三十一項とし、第三十五項から第六十四項までを二項ずつ繰り上げるものであります。

また、別表備考中、国民健康保険税徴収嘱託員、介護保険料徴収嘱託員のそれぞれが規定されている第二項及び第四項を削り、第五項を第三項とするものです。

なお、附則では施行期日を定めており、施行期日を令和五年四月一日からしております。

以上で、議第五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第八号 五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程されました議第八号、五條市ふれあい交流センター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十ページを御覧頂きたいと存じます。

改正理由につきまして、五條市ふれあい交流センターの浴場を利用する者の使用料の納付及び減免について明記するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十一ページを御覧頂きたいと存じます。

改正の内容といたしまして、本条例中、「浴場」の表記を「ふれあいセンターの浴場」と改正し、第二条の次に、第四条として、使用料についての規定を、第五条に使用料の減免についての規定を加え、そのために生ずる条ずれの整理を行うものでございます。

また、別表といたしまして、浴場使用料一覧を追加しております。
附則につきましては、施行期日を令和五年四月一日と定めるものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第四、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十一号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第十一号、五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十ページを御覧頂きたいと存じます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十一ページを御覧頂きたいと存じます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の金額が改正されたため、本条例第六条第一項中、出産育児一時金の支給額を四十万八千円から四十八万八千円に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で経過措置について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第五、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十三号 五條市消防団条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。中本危機管理監。

〔危機管理監 中本賢二登壇〕

○危機管理監（中本賢二） ただいま上程頂きました議第十三号、五條市消防団条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の七十四ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、五條市消防団における団員数が、条例に定める定数と現状の団員数が乖離しており、定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十五ページを御覧頂きたいと存じます。

第四条につきまして、団員の定数を「六百三人」から「五百三十人」に改めるものでございます。
本則は、以上でございます。

続きまして、附則につきましては、施行期日を令和五年四月一日と定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十四号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。中本危機管理監。

〔危機管理監 中本賢二登壇〕

○危機管理監（中本賢二）ただいま上程頂きました議第十四号、五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十六ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、消防庁より示された年間報酬及び出動報酬に係る基準額に準じた見直しを図るため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十七ページから七十八ページを御覧頂きたいと存じます。

まず、第一条につきましては、報酬を年間報酬と出動報酬に整理を行つたものでございます。

次に、第二条、第三条につきましては、報酬を年間報酬に改め、文言の整理を行つたものでございます。

次に、第五条を削り、費用弁償について規定しております第四条を第五条に繰り下げております。

次に、第四条につきましては、これまで費用弁償として規定していた水防、火災、警戒、捜索に従事した場合の支給について消防庁から示

された基準額に従うなど、新たに出動報酬として規定するものでございます。

また、別表につきましては、消防庁より示された最低年間報酬額を満たすよう改正を行つております。

本則は、以上でございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和五年四月一日と定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもつて散会いたします。

午前十時二十四分散会